

岩手県告示第475号

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）別表第1に規定する別に定める補助金のうち地域振興部に係るものを次のように定め、平成18年4月1日から施行し、知事の権限に属する事務の委任に関する規則別表第1に規定する別に定める補助金のうち地域振興部に係るもの（平成13年岩手県告示第482号）は、平成18年3月31日限り、廃止する。

平成18年3月31日

岩手県知事 増田寛也

室課名	事業名
地域企画室	個性と活力に満ちた雪国創造事業費補助、定住促進団地整備事業費補助、交通施設バリアフリー化設備整備費補助、運輸事業振興費補助及び交通バリアフリー促進対策事業費補助
NPO・国際課	北方領土返還要求運動岩手県民会議事業推進費補助、国際交流推進事業費補助、いわて留学生友好交流奨学支援事業費補助、多文化共生いわてづくり事業費補助、海外県人会連携支援事業費補助、世界の結びづくり事業費補助及び友好交流推進事業費補助
IT推進課	移動通信用鉄塔施設整備事業費補助、携帯電話エリア拡大推進事業費補助及び民放テレビ・ラジオ放送難視聴等解消施設整備事業費補助